

作成上の注意点

(1) 申立書 1 枚目 (頭紙)

申立てを理由付ける事実を具体的に記載し、立証を要する事由ごとに証拠を記載する必要があります。

裁判所の書式を利用する場合は、空欄を記載し、□の部分は該当箇所にチェック (✓) を入れれば足ります。

(2) 当事者目録

A 申立人、債務者、情報の提供を命じられるべき者 (第三者) の氏名、称及び住所、代理人の氏名及び住所を記載してください。

原則として、情報提供命令には、申立人が作成した当事者目録が添付され、第三者は、債務者について、その当事者目録の表記に基づき検索を行うことになるため、注意して記入してください。

(a) 当事者の名前・名称の変更・転居 (住民票等公文書添付)

債務名義に記載された当事者 (情報取得申立事件の申立人と債務者) の氏名、名称、住所について、名前の変更や転居がある場合は、当事者目録に、債務名義に記載された氏名、名称、住所に加え、変更や転居後の氏名、名称、住所も併せて記載してください。

この場合、前の住所と後の住所など、変更前後のつながりを証明する住民票、戸籍謄本、商業登記事項証明書等の公文書を添付する必要があります。旧住所を2つ以上記載する場合は、一番古い住所から現在の住所までのつながりを証明する公文書が必要です。

(b) 申立人 (代理人) の電話番号

第三者からの問合せに備え、当事者目録には申立人 (代理人) の電話番号を記載してください。

(c) 債務者の特定に資する事項（住民票等公文書添付）

当事者目録には、債務者の氏名や名称の振り仮名、旧姓と旧姓の振り仮名、旧住所、生年月日、性別、通称など、債務者の特定に資する事項をできるだけ記載してください。振り仮名や旧住所等は、2つ以上記載することができます。記載に当たっては、添付する公文書に記載のとおり正確に記載してください。

振り仮名、生年月日や性別の記載がないと、第三者から該当がないと回答されることがあります。

なお、㊦不動産情報の場合の注意事項は、記載例も併せて参照してください。

債務名義等に記載がない旧姓、旧住所、生年月日、通称を記載する場合は、住民票等の公文書が必要です。

債務者が未成年者の場合、法定代理人である父母の氏名と住所も記載してください。

B 債務名義に記載された当事者の氏名、名称、住所について更正決定がある場合は、更正決定の正本と債務者に対する送達証明書を提出してください。

C 当事者目録（第三者目録含む）の写し1部も提出してください。

(3) 請求債権目録（執行力のある債務名義正本に基づく場合）

A 裁判所の名前、事件番号、債務名義の種類で債務名義を特定し、請求債権額を記載してください。

債務名義の種類は、書類の題名を正確に記載してください。例えば、執行文が付与された口頭弁論調書（判決）（いわゆる「調書判決」）が債務名義の場合は、「執行力のある第○回口頭弁論調書（判決）正本」と記載してください。

- B 遅延損害金（附帯請求）は，債務名義に書かれたとおりに記載してください。遅延損害金（附帯請求）は，「〇〇日まで」と期間を区切る必要はありません。
- C 請求債権目録の写し1部も提出してください。